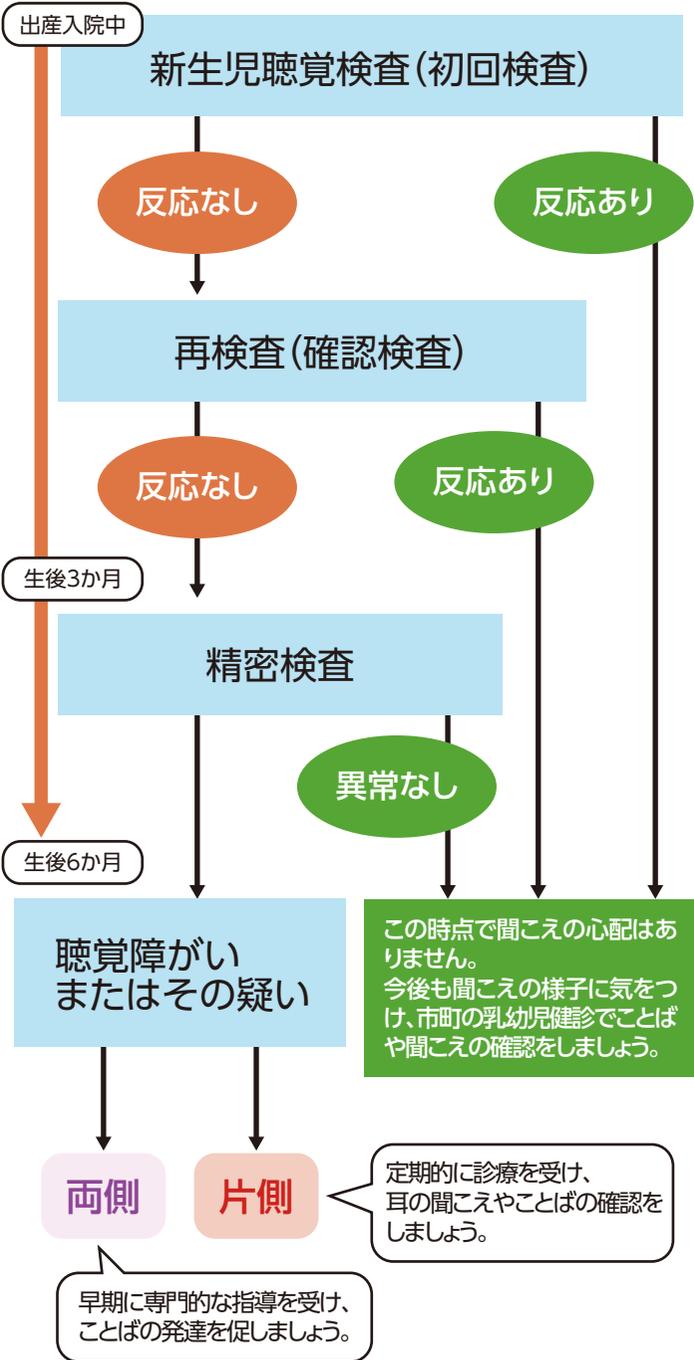


新生児聴覚検査のながれ



県内各市町のお問合せ先 (新生児聴覚検査担当窓口)

市町	所在地	電話番号
四国中央市	四国中央市三島宮川4丁目6-55	0896-28-6054
新居浜市	新居浜市庄内町4丁目7-17	0897-35-1070
西条市	西条市神拝甲324番地2	0897-52-1215
今治市	今治市別宮町1丁目4番地1	0898-36-1553
上島町	越智郡上島町生名621番地1	0897-74-0911
松山市	松山市萱町6丁目30番地5	089-911-1813
東温市	東温市見奈良490番地1	089-964-4407
松前町	伊予郡松前町大字筒井631番地	089-985-4189
伊予市	伊予市尾崎3番地1	089-983-4052
砥部町	伊予郡砥部町宮内1368	089-962-6888
久万高原町	上浮穴郡久万高原町久万65-1	0892-21-2700
内子町	喜多郡内子町平岡甲168番地	0893-44-6155
大洲市	大洲市東大洲270番地1	0893-23-0310
八幡浜市	八幡浜市松柏乙1101番地	0894-21-3122
伊方町	西宇和郡伊方町湊浦866番地	0894-38-1811
西予市	西予市宇和町卯之町3丁目434番地1	0894-62-6407
宇和島市	宇和島市曙町1番地	0895-24-1111
松野町	北宇和郡松野町大字延野々1406番地4	0895-42-0708
鬼北町	北宇和郡鬼北町大字近永800-1	0895-45-1111
愛南町	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	0895-72-1212

新生児聴覚検査のご案内



新生児聴覚検査の詳細は、かかりつけの産科医療機関、あるいはお住まいの市町の新生児聴覚検査担当窓口までお問い合わせください。

愛媛県・市町

(2023年4月)

新生児聴覚検査とは・・・

赤ちゃんの聴覚に問題がないかを早期に発見するための検査です。生まれつき、両側の耳の聞こえに問題があるお子さんは1,000人に1～2人とされています。

検査により、聴覚の問題を早期に発見し適切な治療を行うことで、ことばの発達への大きな効果が期待できます。

? どのような検査ですか?

赤ちゃんが眠っている間に、音を聞かせて脳波を測定し判定する方法(自動ABR)で行います。いずれも短時間で安全に行える検査で、痛みや副作用もありません。

? いつどこで検査を受けたらよいですか?

出生後入院中、もしくは生後1ヶ月までに、出産した医療機関で行います。医療機関に検査機器のない場合は、検査可能な医療機関を紹介してもらいましょう。

? 検査費用はどのくらいかかりますか?

検査費用は、医療機関、検査方法により異なりますが、およそ5,000円～8,500円程度です。

検査は健康保険が適用されないため、自費診療となります。

愛媛県内の市町では、検査費用の(一部)公費助成を行っています。

※右側の「新生児聴覚検査費用の公費助成について」をご覧ください。詳しくは、お住まいの市町の新生児聴覚検査担当窓口まで、お問い合わせください。

(裏面参照)

? 検査の結果「反応あり」(パス)でした。聞こえの心配はありませんか?

現時点では、聞こえに問題はありませんが、今後の成長過程で中耳炎やおたふく風邪などで、あとになって、難聴が生じる場合もありますから、退院後も1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などで耳の聞こえはどうか、ことばの増え方は順調かなどの確認をしっかりとっていくことが大切です。

心配なときは、市町の新生児聴覚検査担当窓口にご相談ください。

? 検査の結果、「反応なし」(要再検)でした。聞こえの障がいがあるのでしょうか?

「要再検査」であった場合でも、必ず耳の聞こえが悪いとは限りません。生まれたばかりの赤ちゃんは、耳の中に液体(羊水)が残っているなどの原因で、検査にパスしないことがありますので、再検査を受けることが必要です。

精密検査は、どのような検査ですか?

また、聞こえに障がいがあるとわかった場合、どうしたらいいですか?

精密検査は、耳鼻咽喉科の専門医療機関(精密検査実施医療機関)で、通常は遅くとも生後3か月頃までに、耳の診察や月齢に応じた音に対する反応を見る検査を行います。(精密検査は健康保険が適用されます。また、乳幼児医療費助成の対象となります。)

両耳の聞こえの障がいの場合、専門の指導機関への相談、片耳の場合は定期的な診察を受けることが必要です。

新生児聴覚検査費用の公費助成について



《対象者》

愛媛県内の市町に住民票のある妊婦が出産した新生児

《検査内容》

・自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)

《公費助成対象検査》

・初回検査
・確認検査(必要な方のみ) の計2回

《公費助成額》

1回の検査につき、5,000円まで

《受診票》

・妊娠届出をされた方には、母子健康手帳と一緒に「新生児聴覚検査受診票」を交付しています。

◎県外で新生児聴覚検査を受けた場合、上記の受診票は使用できません。この場合の払い戻しについての詳細は住所地の市町の新生児聴覚検査担当窓口にお問い合わせください。(裏面参照)